

受入医療機関確保基準「相模原ルール」の策定について

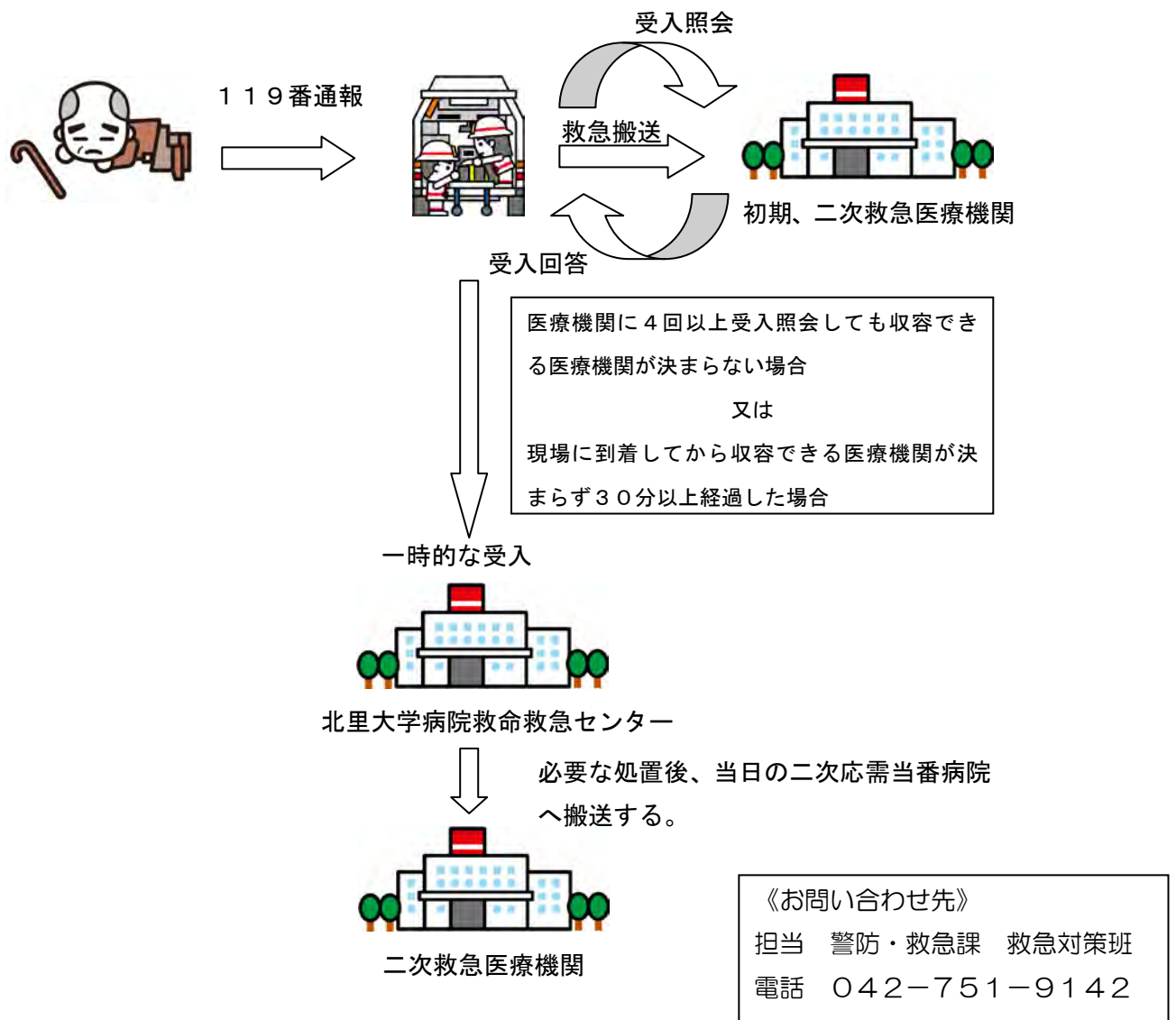
神奈川県が策定した「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」において、受入医療機関の確保に関しては、地域の実情に応じた具体的な基準を定めることとされており、本市では、二次救急医療機関及び北里大学病院救命救急センターとの連携により、傷病者の受入医療機関を確保するための基準として、受入医療機関確保基準「相模原ルール」を定めましたので、お知らせします。

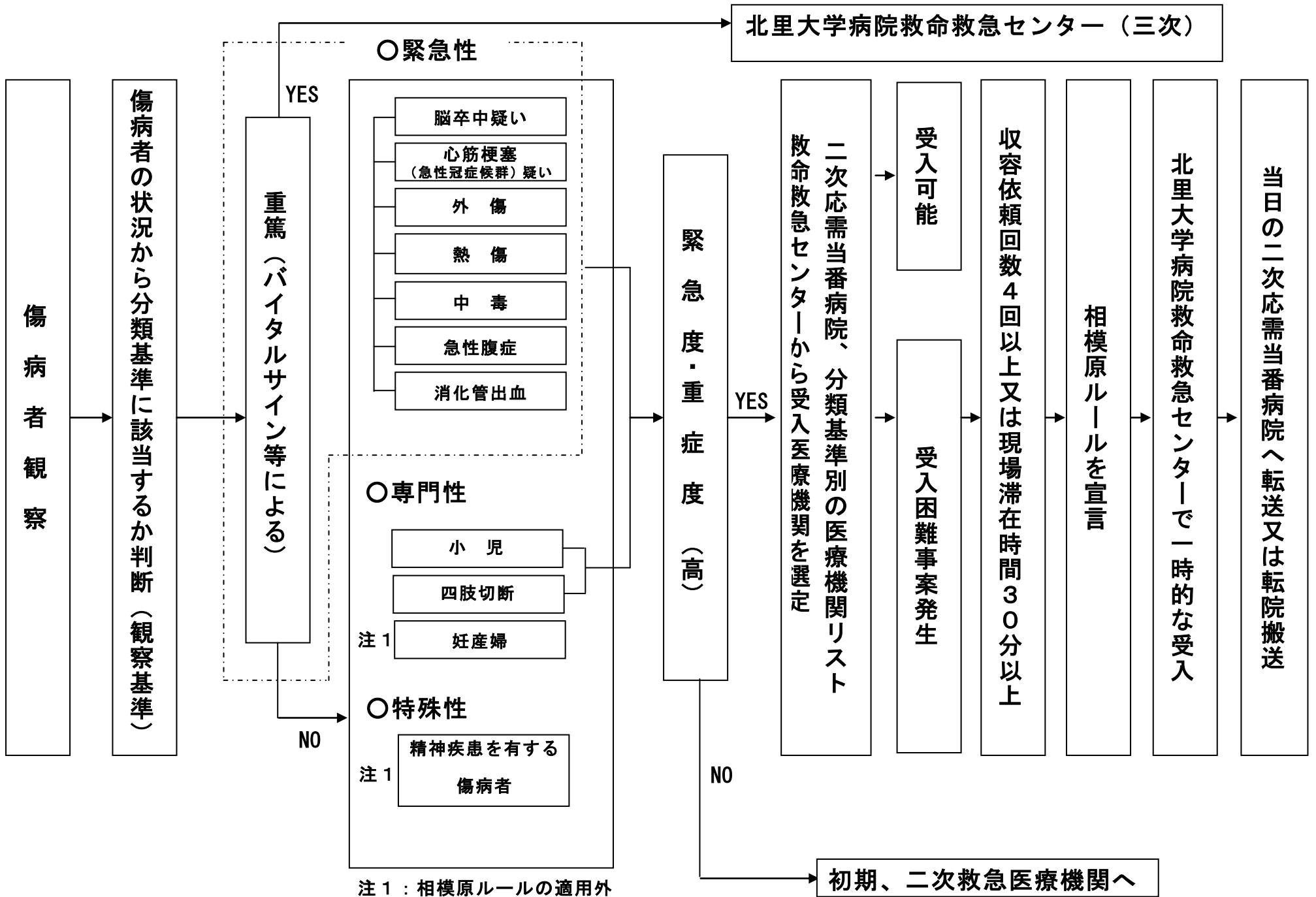
1 概要

救急現場から医療機関に傷病者の受入れが可能であるかを照会し、ベッド満床や手術中などの理由により、速やかに傷病者の搬送先が決定しない場合には、北里大学病院救命救急センターで傷病者を一時的に受け入れ、必要な処置をした後に当日の二次応需当番病院へ搬送するものです。

2 運用開始時期

平成23年12月1日から運用を開始します。





「神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の概要

消防機関による救急業務としての傷病者の搬送（以下「救急搬送」という。）において、傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決定されない問題を解消するため、消防法が一部改正され、都道府県に対して、消防機関と医療機関の連携強化並びに救急搬送及び受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）の策定、さらに、これらの事項を協議するため、消防機関や医療機関等が参加する協議組織の設置などが定められました。（根拠：消防法第35条の8）

県では、平成22年6月15日に附属機関として設置した「神奈川県救急搬送受入協議会」から、平成23年3月28日に意見具申を受け、3月31日に実施基準を策定しました。（根拠：消防法第35条の5）

実施基準の概要は次のとおりです。

基準区分		神奈川県の実施基準の概要	
第1号基準 (分類基準)	適切な医療を受けられるよう、「傷病者の状況」を、緊急性、専門性及び特殊性の観点から分類	【緊急性】	重篤、脳卒中の疑い、心筋梗塞の疑い、外傷、熱傷、中毒、急性腹症、消化管出血
		【専門性】	妊産婦、小児、四肢切断
		【特殊性】	精神疾患を有する傷病者の身体症状
第2号基準 (医療機関リスト)	第1号の分類に対応する、受入れ可能な医療機関のリスト	神奈川県ホームページで公表	
第3号基準 (観察基準)	第1号のどの分類に該当するか救急隊が傷病者を観察する基準	【観察項目】	顔貌、意識の状態、出血、脈拍の状態、呼吸の状態、血圧の状態 心電図 等
第4号基準 (選定基準)	第2号のリストから具体的な搬送先を選定する方法	【選定の原則】 【考慮する事項】	最も搬送時間が短い医療機関 病院群輪番制の活用、家族等の意向を考慮した搬送 等
第5号基準 (伝達基準)	受入医療機関に対して、傷病者の状況を伝達する項目	【受入可否の回答】	重篤は可能な限り迅速に、重篤以外でも原則3分以内の回答に努める
		【伝達事項】	年齢・性別、症状：主訴、傷病程度・医療機関選定理由
第6号基準 (受入医療機関確保基準)	速やかに受入先が決定しない場合、受け入れる医療機関を予め決めるためのルール	【適用範囲】	「4回以上受入照会しても受入れに至らない場合」又は「現場到着30分以上経過した場合」に適用
		【受入医療機関確保基準】	地域で定める際の例示 ・救命救急センター又はこれに準ずる地域の中核的病院の一時受入れ ・地域輪番制の活用
第7号基準 (その他基準)		ドクターヘリ運用要綱	